

平成28年度

本部・各施設事業計画書

経営理念

1. わが法人は、『自由』『共生』『博愛』を基本理念とし、利用者一人ひとりに、地域・経済社会への参加と自立した生活をめざしたライフステージを提供し、悠生で安心できるくらしを追及します。
2. 各事業が提供する福祉サービスは、利用者及びその家族、ならびに地域住民の期待とニーズに合致した適正かつ質の高いサービスを提供し、もって地域福祉の向上に寄与します。
3. 民間社会福祉法人として、健全かつ活力ある経営に努めるとともに、先駆性・独自性を発揮し、社会福祉に貢献します。

福祉サービス方針

1. 役職員は高い志しや倫理観をもって利用者に相對します。
 - ☆一人ひとりを大切に考え支援を行います
 - ☆法令順守の管理体制を堅持します
 - ☆主体性を尊重して共感に基づく取り組みをします
 - ☆差別撤廃や人権擁護の立場で行動します
 - ☆苦情等の申出には誠意をもって解決を図ります
 - ☆家族等からの安心と信頼を得られるよう努めます
2. 組織が持つ機能を提供します。
 - ☆社会一般の生活と隔たりのない暮らしを提供します
 - ☆安全で快適な施設・環境をつくります
 - ☆サービス利用にあたっては誠意をもって相談支援を行います
 - ☆公益性を図り、利用者、家族、地域等との共生・共栄の社会づくりを目指します

社会福祉法人りんどう信濃会

はじめに

事業計画の基本的考え方

平成 25 年 4 月 1 日施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）は、平成 27 年度で施行後 3 年経過するため、障害福祉サービスの在り方等に検討を加えて、所要の措置を講ずることになっております。

基本的な考え方として、「1. 新たな地域生活の展開」「2. 障がい者のニーズに対するよりきめ細かな対応」「3. 質の高いサービスを維持的に利用できる環境整備」の 3 つに整理されているようです。当法人としては、基本的な項目を参考にしつつ関連事項を精査し、都度対応を図る予定です。

また、平成 28 年 4 月 1 日施行予定の社会福祉法等の一部を改正する法律案の基本方針「1. 社会福祉法人制度の改革」「2. 福祉人材の確保の促進」においては、改革内容のトップに「経営組織のガバナンスの強化」が謳われており、当法人制度の根幹である理事会・評議員会組織改革及び一定規模以上の法人への会計監査人導入などが求められておりますので、平成 28 年度においてこれら法的準拠に基づき、順次定款の変更や法人組織の在り方など、早急に対応を図って参ります。

諸々の制度改革が目白押しとなりそうですが、平成 28 年度事業計画案については、施設目標の明確化や組織の変革を目指す視点からも、毎年度事業計画基本方針の重点事項に運営の核となる、各寮特徴ある具体的なアクションプランを立案し、今年度は「このようなことをやりたい、又はありたい」など、自ら主導する経営計画を盛り込む内容となるような事業計画としていくことにしてあります。

併せて、法人（施設）が将来を見据えたビジョンの「中期計画策定」に則り、関係する施設整備等についても計画的に実施し経営の安定化に向けた事業展開など、単年度計画から中長期的な施設運営の事業計画に沿った体系の維持を考えております。

予算編成の基本は、前年度に給付基準の見直しが有りましたので、平成 28 年度は障害福祉サービスの報酬に変動が見られないことを前提にして、「法人及び各寮における中期計画策定」に沿って、基本的予算編成を前年度踏襲して積算することとします。

本年度の基本方針

1. 支援サービスの向上

（1）利用者の人としての尊厳を大切にす

- 1) 利用者一人ひとりを、かけがえのない存在として尊重し、虐待防止・権利を擁護するとともに、人としての尊厳が守られることを最優先する。
- 2) 利用者の意思や自主性を尊重する支援に配慮すると共に、常に利用者の立場に立って主体的に行動できるよう支援する。
- 3) 職員は、コンプライアンス（法令等を遵守）することはもとより、利用者と対等な人間関係の確保に努める。
- 4) 利用者等からの苦情申し出を真摯に受けとめ、苦情解決を積極的に行う。
- 5) 利用者のプライバシー保護に努める。

（2）健康の維持増進

- 1) 各種健康診断のほか、疾病の予防と早期発見、早期治療に努める。
- 2) 嘱託医や協力医療機関との連携、職員の医学的知識の習得を図る。

- 3) 機能訓練を始め、利用者に相応した摂食・嚥下の問題にも専門的な対応を図る。
- 4) 食生活の充実を図る。
- (3) 老化対策
 - 1) 利用者の老化傾向実態を把握し、一人ひとりに応じたりハビリの実施等老化防止に努める。
 - 2) 利用者の老化の進行に即応した支援及び介助・介護等に努める。
- (4) 豊かな暮らしの支援
 - 1) 利用者の意向を最大限尊重した、いくつかの暮らしの場を提供する事業運営を目指す。
 - 2) 生活介護サービスのみ利用者にも、様々なサービスを提供し、より自立した生活ができるよう支援する。
 - 3) 利用者が自立して地域生活を可能とするため、共同生活事業を実施し、適切なバックアップ体制を確立する。
 - 4) 利用者が働くことを通じて、生き甲斐と喜びと誇りをもてるよう支援する。
 - 5) 利用者の教養や趣味などを深めるための支援を通じて、潤いのある暮らしを目指す。
 - 6) 高齢等により自立若しくは地域移行できない場合は、利用者及び家族等の意向確認し、生涯にわたって入所支援、生活介護を支援する。
- (5) 利用者自治会への支援と協力
 - 1) 利用者自治会が自主的に運営できるよう支援する。
 - 2) 利用者自治会の意見を尊重し、施設運営が行われるよう配慮する。
- (6) 家族とのつながり
 - 1) 各施設の家族会及び悠生寮家族会連合会との連携を密にし、利用者・家族（身元引受人又は後見人）との課題を共有する。
 - 2) 家族(家庭)と施設事業・行事等の交流をとおして連携を深める。

2. 施設運営の方針

- (1) 施設の運営については、継続的にチェック&アクションの繰返しができるような体制を確立する。同時に国の法令等がめまぐるしく変更されるので、これらの動向を注意深く見守っていきます。
- (2) 民間社会福祉法人は、公益性・透明性の確保と自立的な経営が求められている。この基本原則をより発展させていく取り組みと、法人の設立経緯をふまえた理念を具現化するため、経営の安定と障害者福祉サービスの質の向上を図る支援・事業運営とを一元化させていきます。
- (3) 限られている経営資源（施設、設備、人材、資金及び社会資源等）をより有効活用するため、常に地域貢献等の可能性を図っていきます。
- (4) 地域社会のニーズ、利用者のニーズを的確に把握し、地域との絆を深める事業の展開を図ります。
- (5) 運営の基本文書である「職員行動規範」及び「福祉サービスマニュアル」に則り、委員会や研修会及び各寮の職員会等を通して皆が共有し、支援サービスの質の向上を図ります。
- (6) 今後の事業運営等においても、常に課題や問題点を明確に把握し、それを計画的に具体化し実現・解決するため、中期計画（3カ年～5カ年程度）を継続的に策定し事業を推進します。
- (7) 利用者・職員特定個人情報規程（マイナンバー制度）に基づき、安全管理運用を図ります。

3. 施設整備

- (1) 利用者にとって、常に住み心地の良い住環境の整備、維持管理と危険防止に努めます。
- (2) 中期計画に則り、利用者の老化や身体状況に応じた整備・設備の充実を順次図ります。
- (3) 多額な費用を必要とする施設整備については、中期計画に沿って事業を推進します。

4. 人材育成・職員研修

- (1) 役職員の研修体制を確立し、経営、施設運営、支援サービスの向上に努めます。
- (2) 職員の研修（必要な国家資格等取得含む）を重視し、職員の資質向上に努め、適正な人事配置を確立します。
- (3) OJT を主体とした職場内研修を推進し、組織の一員としてそれぞれの役割を果たせる人材の育成を図ります。
- (4) 利用者のニーズに応えられる専門性（技能含む）と、グローバルな知識及び人間性を兼ね備えた職員の育成を図ります。

5. 地域支援・交流

- (1) 在宅障がい者の支援として、日中活動系サービスの受入れや、短期入所・タイムケア等を積極的に行うと共に、指定特定相談支援事業者として、利用者相談支援の推進を図ります。
- (2) 施設の所在する地域と積極的に交流すると共に、地域の一員としての役割を果たす。
- (3) 施設を可能な限り地域に開放し、必要な人材についても状況に応じて派遣し地域貢献を果たす。

6. りんどう信濃会後援会との連携

- (1) 後援会の活動と組織強化に一定の役割を果たしていきます。
- (2) 悠生寮家族会会員以外の障がい者を抱えている会員については、個別に意向聴取、情報の提供や相談支援業務等を行い、会員のニーズを把握し法人及び事業運営等に反映させます。

7. 一般社団法人悠生寮家族会連合会との連携

- (1) 家族会（連合会）の活動と組織強化に一定の役割を果たす。
- (2) 家族会連合会からの委任・委託業務を受入し、適正な事務の執行により家族・利用者の福祉の向上に資する。

8. 外部機関等との連携

- (1) 各障害保健福祉圏域の関係機関（基幹福祉事務所、市町村福祉事務所・福祉担当課及び総合支援センター）等と常に連携を保ち、障がい者の福祉サービス向上に向けて役割を果たしていきます。
- (2) 長野県知的障害福祉協会等の障害者福祉団体との連携により、情報の確保、関係機関への意見の反映、職員の研修等を図ります。
- (3) 西駒郷及び西駒郷保護者会、西駒郷協力会との連携を図ります。

本年度の具体的な取組み

1. 経営及び施設事業

- (1) 社会福祉法等の一部を改正する法律案に基づき、「社会福祉法人制度の改革」内容の、経営組織のガバナンスの強化について、公益性を担保できる経営組織の在り方、会計監査人（一定規模以上）の設置など、改正案が平成 28 年度には政令等公布される予想に基づき、それに則り対応を図っていくことしたい。また「福祉人材の確保の促進」についても、当法人（施設）に関連する項目についても、真摯に受け止め対応を図っていきます。
- (2) 社会福祉法人改革の視点に法人（施設）使命として、「地域における公益的な取組の責務」も課題として問われていることから、各寮においては継続的に施設立地の現状を鑑みながら、他の事業所では出来ない既存制度の対象とならない、福祉ニーズを供給することも求められており、出来る範囲の方向性を明示していくことにする。
- (3) 平成 28 年度の給付費等基本報酬は、前年度大幅な見直し（実質減額）により事業収支状況について前年を精査し、法人・施設の中期計画（3 カ年～5 カ年）を基本とした運用を図り、各寮の収支バランスを適正に管理し、合理化・節制等を図りつつ、経営安定の維持に向けた取り組みを年次的に実施する。

2. 施設整備（概ね平成 28 年度大規模整備関係事項）

1) 駒ヶ根悠生寮

隣接地の小沢様（地主）の土地一部について、新規取得とするか借用とするか、駒ヶ根悠生寮の長期将来的展望として、職員駐車場の確保を基本として具体的に進めていきます。

2) 穂高悠生寮

中期計画に基づき、老朽化に伴う建物及び設備関係の補修や修繕事業を計画していますが、県補助金の動向を見極めつつ事業の展開を図る事にします。

3) 上田悠生寮

現状のグループホーム利用者の高齢化に伴う、身体的衰え等による暮らしの確保として、一階建ての新グループホーム建設（9 床）に向けて、当初予算に計上し新規に建設を進めていきます。

4) 喬木悠生寮

大規模改修（通所部増築含む）・新規グループホームの建設に向けて、本体施設改修及び通所部増築の基本的構想を見直し、県へ早期に申請できるよう準備していく。また、GH については、5ヶ所が点在して設置されているため、出来る範囲で統合し合理的に管理がし易く、高齢化にも対応可能な一階建てのホーム建設に向けて具現化していきます。

5) はらむら悠生寮

第二作業棟完成後の県完了検査で、以下の2点について本体施設から6m以内に作業室・倉庫等の建物が設置されていたため、建築基準法に適合していない指摘を受ける。

中庭の①木工作业室（基本財産）と②東西外側に物置 3ヶ所が、不適合の対象となるため、①については、撤去することとし、他の②については、本体の該当指摘部分のガラス戸やサッシ部分を防火設備対応とするよう当初予算に計上し改修等進めます。

3. 職員の研修等

- (1) 第三号研修（特定の者）喀痰吸引等研修について

生活支援員が喀痰吸引等を必要とする利用者に対して、この医行為を実施することが出来る「認定特定行為業務従業者」として養成するため、年度当初に法人年間計画に組み込み継続していきます。又、当該施設の利用者状況によっては、喀痰吸引等研修（第二号研修）について、出来る範囲で外部研修受講を継続していきます。

- (2) 「障害者総合支援法」施行から3年経過に伴う見直し等に則り、障がい者に対する支援サービス形態や内容の理解を深め、タイムリーな研修を組織的に実施する。また、関連する分野別の「サービス管理責任者」及び「相談支援専門員」等の受講研修は引続き継続します。
- (3) 「人事及び組織に関する基準」、「就業規則」及び「福祉・介護職員処遇改善加算」のキャリアパス要件等に基づき、福祉専門職員配置を維持するため、知識・技能等の習得を図る研修体系を計画的に取組んでいきます。
- (4) 質の高いサービスを効率的・効果的に提供するため、経験年数や職制に応じて、継続的に知識や技術を高めていくよう、法人マニュアルRP-1201「教育・訓練規定」に沿って研修体系を継続します。

4. 家族会との連携

- (1) 平成28年度は、社会福祉法の一部改正や障害者総合支援法施行3年経過による見直し等諸施策の改革検討がなされるようですが、法人並びに施設の運営において一層の理解と協力や絆を深め、各家族会及び家族会連合会等とも一体になって、経営組織の課題を共に共有しあらゆる模索を図っていきます。
- (2) りんどう信濃会の実質的オーナーは家族会であります。従って、連合会の機能強化と併せて法人への関与の在り方を、より能動的にできる体制作りやその対策を継続的に講じていきます。
- (3) 一般社団法人家族会連合会による、成年後見制度受託の在り方や事業運営及び一般社団法人の法人格の存続等については、引続き研究課題としていきます。
- (4) 一般社団法人家族会連合会利用者会計監査実施基準に則り、監査実務等を実施し利用者会計事務の適正な運営体制を維持します。

5. 本年度予算の基本

- (1) 「事業計画の基本的考え方」記載のとおり、平成28年度障害福祉サービス等の基本報酬は、前年度の報酬改定以後に変動は見られませんので、法人及び各寮の中期計画に準拠して、前年度を踏襲した資金収支予算執行とし、3カ年の年次計画に沿って経営の安定維持を図るような対応とします。
- (2) 補正予算について
通常の場合の補正予算は、評議員会開催時の5月・11月・3月の年3回を基本とします。

平成 28 年度 駒ヶ根悠生寮事業計画

本年度の基本方針と目標

駒ヶ根悠生寮は、平成28年度の法人基本方針に基づき、本年度の目標を次のとおりとする。

1. 駒ヶ根悠生寮中期計画に沿って、2年目の実施と事業の充実を図る。
 - (1) 施設入所支援事業及び生活介護事業は、定員及び許容人数を満たすよう努めると共に支援サービス体制の充実を図る。
 - (2) 生活介護事業については、選択肢を増やし内容を充実させる。受託作業の見直しを行い、新規の開拓と定着を目指す。農作業の活性化を図る。
 - (3) 施設入所事業については、安心安全な暮らしの提供と健康管理に努め、緊急時の速やかな対応を強化する。(必要に応じマニュアルの更新と整備)
 - (4) 短期入所事業は、昨年度実施した居室の改修により地域のニーズに速やかに応えられる体制の充実に努める。定員を1名増員する。
2. 権利擁護・虐待防止に努める。昨年度実施した「不適切支援のアンケート」結果のまとめに沿って、研修・啓発の機会を増やし、意識の徹底を図る。支援サービスの質の向上に努める。
3. 地域との交流を深め、地域社会への貢献を目指す。町四区や六町内の行事等へ今まで以上の参加をする。
4. 駒ヶ根悠生寮中期計画に沿って建物や設備、居住環境の維持管理、改修などを行う。本年度は、作業棟ボイラーの交換設置を行う。
5. 隣地について駐車場利用など、具体的な対応を考える。
6. 共同生活事業部について、今後の管理体制の充実と強化を図る。

具体的な取り組み

1. 支援サービスの向上

- (1) 利用者本位の福祉サービスに努める
 - ・「利用者本位(パーソンセンタード)」の支援を基本として、サービス等利用計画に沿った個別支援計画を作成し、個々の暮らしに相応しい支援サービスと環境を整える。
 - ・「利用者本位」の支援について、学習会等を行ない、職員間の共通理解と周知を図る。
- (2) 人権、権利擁護
 - ・虐待防止委員会の活動を中心に、権利擁護、虐待防止への組織的な対策に取り組む。利用者の皆さんへの学習会等を通して内容のご理解と意識を高めていただく。
 - ・「不適切支援アンケート」のまとめを通じて協議や研修の機会を持ち、虐待に繋がる不適切支援は絶対に行わない、という強い決意を共有する。
- (3) 健康の維持増進
 - 1) 健康管理
 - ・日常の利用者の健康に留意し、個々に応じた体調把握を行うと共に、各種定期健診にて、早期発見・治療に努める。定期健診については、科目(胃検診等)について再考する。
 - ・医療機関等との協力態勢に努め、利用者個々の状況に応じて、適切な相談(診察)や適切な検

査による疾病の早期発見と対応を心掛ける。

- P T (理学療法士)、S T (言語聴覚士) の指導によるリハビリと口腔衛生の充実を継続する。
- 歯科検診を引き続き実施する。
- ハビリ内容を見直し更に充実させる。

2) 医療的ケア

- 該当者が出た場合に、速やかな対応が出来るよう体制を充実させる。喀痰吸引等研修を通じて、職員の資格者を増やす。
- 長野県知的障がい福祉協会の「高齢者のガイドブック」を通じて高齢期やターミナル期等の対応について学習し体制を整える。
- 感染症の予防及び対策（マニュアルの整備、職員研修など）を継続的に実施。具体的な手順等は毎年見直しマニュアルを更新する。
- 感染症対策委員会、危機管理委員会などを適期に開催し、感染症等への即応体制を整える。
- 利用者自治会等の機会を通じて、保健及び栄養などに関する情報提供を行ない、その啓発を図る。利用者個々に分かり易くお伝えする工夫をしていく。

3) 食生活

- 食生活の充実と生活の潤いを目指す。疾病、障がいや高齢化等による突発的な事例について食事提供業者等、関係者間の連携により、適切な対策がとられるよう配慮する。
- 嚥下に課題のある利用者の皆様には、専門職（S T：言語聴覚士）等の指導により、快適な食事環境とリスク回避（誤嚥防止）を継続的に実施する。
- 情報提供を随時実施し、食に対する問題提起や感染症予防に反映させる。研修等を通じ基礎的及びタイムリーな話題について学習する。

(4) 介護予防、介護・支援技術の向上

- 著しい身体機能の低下傾向や高齢化、重度化による誤嚥防止などに対処するため、引き続き専門職を招聘し定期的な指導を受ける。（P T・S Tなど）
- 日常的なリハビリテーション（身体機能の回復訓練等）体制を充実させる。
- 利用者個々の身体状況に応じた、利用者・職員の双方に安全な介護技術の習得を目指す。
- 車椅子や歩行器利用者が年々増える現状から、転倒予防などリスク面での防止対策に配慮する。
- 多様化する利用者の心身の状況に鑑み、特に発達障がい・認知症・精神障がいなどの支援方法について、研究会活動などを通して知識・技術等の研鑽に努める。

(5) 生活介護事業（日中活動他）、施設入所支援事業の充実

1) 生活介護事業

- 日中活動の選択肢を増やし、充実を図る。（音楽班、ビデオ等の鑑賞、散歩、文化的活動等）
- 受託作業の見直しと新規開拓。農作業の活発化。

2) 施設入所支援事業

- 入所定員を常に確保する努力を続ける。（他事業所や市町村、支援センター等関係機関との連携と交流を密にする）
- 高齢化等による介護度の増大に伴い、支援の質の向上、職員配置、環境の整備などの対応を整える。

(6) 危機管理体制の充実

1) 身体拘束（解除）

- 身体拘束ゼロを目指し、職員研修や支援サービス会議での検証を通じ問題意識を共有する。

2) 防災

- 防災体制を総体的に見直し、不備な部分を補完する。特に必要備品等の管理(保管場所、使用方

法、数量等をリストアップし周知する)を徹底。

- ・地域との防災協定の見直しと再策定

3) リスクマネジメント

- ・リスクアセスメントやKYT（危険予知訓練）の実施により、職員各自の気づきや感性を高める。
- ・簡易型ヒヤリハットの継続活用
- ・業務中の簡単 KYT の実施

(7) 苦情解決体制の整備

- ・随時苦情解決委員を招聘して、利用者へのきめ細かな聞き取りと、解決へ向けて寮への提言の場を増やす。
- ・苦情解決体制についての職員間の学習を通じ、知識と意識の共有を図る。
- ・利用者の皆さんへの苦情解決体制の学習会や説明を継続実施する。

2. 施設運営の方針

(1) 中・長期的な施設運営について

- ・中期計画に沿って各事業を充実させる。
- ・昨年度実施した短期入所用居室の改修を受け、定員を1名増員し5名とする。地域のニーズに、より応えられる体制を整え、経営の安定化を図る。
- ・作業棟ボイラーの交換を予定。現状の稼働状態を見ながら、適切な時期に行う。
- ・入所定員を常に確保するよう努める。
- ・障害福祉に関する国等の動向について、随時情報提供と協議などの機会を持つ。
- ・短期入所事業、タイムケアなど必要な事業の充実を図り外部からの利用者の確保に努める。
- ・相談支援事業について、今後の事業の充実、圏域との連携・協力を図る。
- ・マイナンバーの管理運用について、利用者特定個人情報取扱規程等を遵守する。

(2) 経営安定化の具体的取り組み

- ・中期計画に沿って経営の安定化（入所利用者の確保、省エネ、節約等）に努める。
- ・長期的な将来構想に向けて継続的な検討とシミュレーションを行っていく。

3. 施設整備

(1) 施設整備

- ・寮舎内外の建物・設備等の保守管理に務める。
- ・居住環境の維持管理、整備等について中期計画に沿って計画的な実施に務めると共に、突発的な事態に対応できるよう配慮していく。
- ・買主の塚田理研工業株式会社から、寮隣接地の整地が終了したため約1,300㎡の土地について、売買か借地とするか照会されているが、施設としては隣接地のため利便性も高いことから購入することを前提に概算で予算計上し、今後の対応策等を図っていく。

(2) 生活環境の整備

- ・利用者の安心・安全で快適な暮らしを構築するため、施設内の居住環境を整える。

4. 職員研修・人材育成

- ・「福祉サービスマニュアル」に沿った実践の履行を通して、支援の質の均一化と向上を目指す。特に作業標準書については随時見直しと整備をおこなう。
- ・メンタルヘルス（ストレスマネジメント）体制確立のため、学習会を導入する。
- ・法人及び知障協などの外部研修への参加や、寮内の研修等の工夫、更なる充実を目指す。
- ・介護知識、技術の習熟に励み、利用者の介護ニーズに対応する。
- ・精神障がい、発達障がい、触法障がい者等について、更に理解を深めるため研修等を充実させる。

5. 地域支援・交流・相談支援事業

- (1) 共同生活事業部の組織運営を充実させる。
 - ・「はるか」については老朽化や利用者の高齢化対応を検討し、次期計画に反映させる。
 - ・「五十鈴の家」及びサテライト型住居の運営の円滑化と利用者の安定した暮らしを継続的に支援する。
 - ・防災訓練の充実を図る。
- (2) 「障害児・者短期入所事業」「心身障害児等タイムケア事業」の実施と受け入れ体制の充実
- (3) 地域諸団体との積極的な交流を図り、地域の資源としての当寮の位置づけを明確にすると共に社会貢献に努める
- (4) 市町村や地域の事業所・関係機関等（上伊那圏域自立支援協議会や障害者総合支援センター（きらりあ等）との連携を図り、地域福祉に貢献する。
- (5) 土曜教室、個人・団体の各ボランティアとの交流を図り、新たな開拓につなげる。また音楽サークルや各種団体の受け入れを積極的に行い、利用者の暮らしに潤いが持てるようにする。
- (6) 指定特定相談支援事業の体制と円滑な運営に努め、圏域との連携を密にする。

6. 業務改善

- ・利用者の暮らしと職員の業務の両方の視点に立った利用者の日課や職員の業務の見直しと必要な改善をタイムリーに行う。

7. 利用者家族・家族会との連携

- (1) 家族会が円滑に活動できるよう連携を図る。
- (2) 家族会の活性化に向けて協力し提案などを行う。

平成 28 年度 年間行事予定表 駒ヶ根悠生寮

月	行事内容	参加行事
4	・開寮記念日(4/1) ・お花見(4/13) ・中間ふれあい期間(4/29～5/5)	
5	・端午の節句 ・五平餅会 ・地域防災避難訓練(5/29)	・家族会環境整備(5/7) ・上伊那地区障害者スポーツ大会(5/28) ・地域河川一斉清掃(5/29)
6	・地域との交流会	
7	・七夕祭(7/7)	・家族会環境整備(7/16) ・長野県障害者フライングディスク大会(7/23)
8	・納涼祭(8/6) ・夏期ふれあい期間(8/11～16) ・生活習慣病検診(8/2)	
9	・総合防災訓練 ・敬老会	・駒ヶ根市ふれあい広場(9/4) ・家族会環境整備、秋季総会(9/24)
10	・第 38 回りんどう祭(10/15)	
11	・収穫祭 ・地域との交流会	・長野県知的障がい福祉大会(11/)
12	・クリスマス会 ・冬期ふれあい期間(12/27～1/3)	・家族会漬菜作業(12/3)
1	・利用者新年会	・町内どんど焼き
2	・節分	・新年度家族会定期総会(2/25)
3	・ひな祭り ・地域との交流会	・駒ヶ根市社会福祉大会(3/4) ・家族会手作りご馳走会(3/4)
随時	・グループ旅行 ・季節に合わせたスポット的行事 (アイスクリーム屋さんなど) ・レクリエーション (サンスポーツ教室など) ・町四区親和会等との交流会及び共催事業 ・デイプログラム行事 (音楽班など)	

平成 28 年度穂高悠生寮事業計画

本年度の目標

穂高悠生寮は、平成 28 年度の法人基本方針及び中期計画に基づき、本年度の重点目標を「各サービス事業の一体的運営」とし、具体的な目標は次のとおりとする。

- (1) 職員一人ひとり職業意識を高め、良質な介護支援サービスを提供する。
- (2) 施設寮舎、設備等の維持管理に努め老朽対策を怠らない。
- (3) 各事業の適正運営と連動性を高める。

穂高悠生寮の宣言

ひとつ 暴力、虐待はしません。許しません。

ひとつ 安全、快適な施設作りを続けます。

今年大切にしたいこと

利用者、職員ともに感謝と労わりが通じ合う施設にします。

具体的な取り組み

1. 支援サービスの向上

- (1) 個別支援計画による介護支援サービスの精度を高め、提供記録を明確に整備する。
- (2) 活動の支援
 - 1) ぐらしに楽しみや喜び(生きがい)を感じられる支援体制の強化を継続する。
 - 2) 働くことの喜びや生きがいを感じられるよう活動種目を複数用意し日課に定着させる。
 - 3) 日中、居室から出て過ごせるように日中施設環境を整える。
- (3) 安全で快適な介護
 - 1) 要介護者の日内変動を的確に見極め、効果的に支援する。
 - 2) チームプレーを常として事故や誤用を未然に防ぎ、要介護者の快適性や安全性を高める。
- (4) 健康の維持と予防介護
 - 1) 看護師を中心に通年健康管理に努めると共に緊急対応・医療行為・ターミナルケア等を的確に
対処する。
 - 2) 通所・ショートステイ利用者等の健康情報を把握し、健康管理に助力する。
 - 3) 食事、運動、睡眠、衛生等の大切さを支援部長・看護師・栄養士が中心に自治会・利用者朝会
などで実演・講話等行い、利用者に伝えていく。
- (5) 苦情解決の取組(相談受付)
 - 1) 第三者委員による施設の可視を進め、適正な施設サービスにつなげる。
 - 2) 受け付けた苦情や相談は、職員引継会・職員会毎に報告を行う。
 - 3) 受付内容を施設全体で共有する事で申出者に的確な回答を示し説明責任を果たす。
 - 4) 回答後の結果について日常的に経過を確認し、申出者の満足度を高める支援につなげる。

(6) 事故防止対策

- 1) 事故報告による暫定対策の精度を高めるために経過報告も徹底していく。
- 2) 事故の予知を日常ケースに取り込んで引継会で扱う習慣をつける。

(7) 虐待・身体拘束の防止

- 1) 権利侵害を防ぐため、職員同士が互いに注意・抑止し合える職場風土を作る。
- 2) 虐待を含めた権利侵害が発生した場合は内容を確認し隠ぺいする事無く、関係機関への通報等を含め適正に対処する。
- 3) 日常から上がるケースを基に介護・援助方法を見直し、複数の方法を設けることで拘束抑制の軽減と防止に努める。

2. 施設運営の方針

- (1) 各事業ごと、法令を順守し適切な支援サービスを提供する。
- (2) 各事業の職員が一体感を持って連動し、組織力を強化していく。
- (3) 年令、介護度、障がい特性に相応しい施設環境を整備していく。
- (4) 各事業の稼働率等により事業の継続性及び職員体制の適正化を見極めていく。
- (5) 感染症対策、交通安全対策、労働安全対策を講じていく。
- (6) 福祉サービスマニュアル等の実効性を高めていく。
- (7) マイナンバーの管理運用は利用者特定個人情報取扱規定並びに就業規則を遵守する。

3. 施設整備

- (1) 社会福祉施設整備補助金事業(27年度未執行)を内示後速やかに行う。
総事業費 42,165千 (国県 30,124 見込み 自己 12,041 見込み)
 - ①本館屋根、壁塗装等
 - ②灯油地下タンク新設等
- (2) リサイクル小屋(旧陶芸窯小屋)の屋根、壁の張替えを行う。2,258千
- (3) 本館非常用照明更新 928千
- (4) 居室等床の張替えを行う。(5部屋 三期目) 449千
- (5) スプリンクラー発電機部品交換 259千
- (6) 煙感知器更新 13基 248千
- (7) 浄化槽水中ポンプオーバーホール 176千
- (8) 居室コンセント整備 159千
- (9) GHみそら浴槽ボイラー更新 142千
- (10) センサー受信機環境整備 124千
- (11) 浴場水栓整備 124千
- (12) 厨房機器ミキサー更新 120千
- (13) 施設及びグループホームの建物、設備、機器の点検を月1回每行い不具合や修繕箇所の早期対処に努める。
- (14) 高額設備等の突発的破損による更新はリース契約等に対応する。

4. 職員の研修・人材育成

- (1) 相談支援及びサービス管理責任者の資格要件を満たすため人事管理に基づき養成する。
- (2) 法人研修（階層別）を通して帰属意識を醸成させると共に一体的基準を明確にしていく。
- (3) 法人施設研修を通して現業のマナー化を見直し刺激享受の機会とする。
- (4) 圏域事業所間で外部講師型研修を開催し参加する。(年4回)
- (5) 施設内研修は介護支援サービス内容の平準化と弱点克服のためにおこなう。

5. 地域支援・交流

- (1) 施設周辺道路等の環境整備及び美化を心掛ける。
- (2) 牧区、安曇野市内を中心に相互行事を通して住民交流をする。
- (3) グループホーム利用者は所在地域の公役を果たすと共に積極的に地域生活を営む。
- (4) 新旧ボランティアとの交流を図り、発展的な関係を作り上げる。
- (5) 在宅利用者の生活支援をすると共に就労目標に対しても支援する。
- (6) 社会福祉法人の公益性を明確にするために社会福祉充実計画策定準備をする。

6. 利用者家族・家族会との連携

- (1) 家族会新体制を支えると共に新たな協力体制を整える。
- (2) 施設及び組織の案内を分かりやすく丁寧に通信物等を通して行う。
- (3) 施設運営に不信、不安が無いように定期的に報告及び検討機会を設ける。
- (4) 成年後見制度について機会あるごとに理解促進を図っていきます。
- (5) 社会福祉法人制度改革について案内し、あらたな組織運営の在り方を探ります。
- (6) 家族会顧問2名を第三者委員に引き続き委嘱する。

7. 年間行事計画(別紙)

平成 28 年度 穂高悠生寮 行事計画

月	行事内容	参加（地域）行事	家族会
4月	開寮記念 道祖神祭り・花見		道祖神祭り・花見
5月	端午の節句 魚国合同炊き出し訓練		家族会総会
6月	デザートバイキング	牧区ふれあいサロン	
7月	七夕祭り 家族会合同環境整備 胸部X線 納涼祭		家族会合同環境整備・職員交流会 連合会定期社員総（昼神） 納涼祭
8月	納涼バイキング 鱒つかみ	牧区ふれあいサロン	
9月	賀の祝い 合同防災訓練 利用者集団検診	牧区防災訓練	
10月	悠秋の集い	牧諏訪神社礼祭 草競馬	悠秋の集い
11月	インフルエンザ予防接種 家族会合同漬物環境整備 焼き芋会	町文化祭 福祉大会（南信）	福祉大会 家族会合同漬物環境整備
12月	クリスマス会・忘年会		
1月	新年会バイキング 三九郎		
2月	節分 餅つき	ナイスハートバザール	
3月	ひな祭り	牧区ふれあい芸能祭	家族会総会
適時	グループ旅行（日帰り・泊）・ミュージックケア・ハビリ アロマセラピー・訪問コンサート等・訪問理容・PT 訪問リハビリ・歯磨き指導 内科検診 1/月 精神科往診 1/月 訪問歯科 眼科健診 歯科検診 婦人科健診		

平成28年度 上田悠生寮事業計画

本年度の基本方針と目標

上田悠生寮は、平成28年度の法人基本方針に基づき、本年度の目標を次のとおりとする。

1.現状の事業についての取り組み

- 新規入所利用者は、上小圏域入所調整会議で確保が出来ているが自然減で定員を45名、生活介護65名を視野に運営
- グループホーム利用者の高齢化に対応するため、グループホーム建設を計画。
- 短期利用者・ご家族の意向に対応した受入れ体制を整えている。

2.今後3カ年に実施する事業等（目標）についての取り組み

- 平成28年度は昨年度購入した土地へ、平屋建てのグループホーム（GH）を建設（9床）し、現在運営している2GH施設の統合を図り、利用者様の快適安全住居の確保に向けて、概算建設費用等の予算計上し実施する。
- 平成29年に入所定員を45名とし、生活介護を65名とする。定員減に伴い短期利用の定員を6名にする。
- 指定特定相談支援については関係者と協力して、懇切丁寧に相談業務を行う。
- 社会貢献では隣接の県道丸子塩川線の環境美化に継続して取り組む。
- 圏域の地域生活支援拠点等の整備について、事業者としての役割を整える。

1. 具体的な取り組み

(1) 利用者本位の福祉サービスの提供に努める

- 1) サービスを利用したい方々への丁寧な対応を図り、サービスの提供に努める。
- 2) 利用者の生活実態やサービス利用計画に基づいた個別支援と体制を整える。
- 3) 日中活動・余暇支援が利用者の暮らしに反映できるように努める。
- 4) 私の応援プラン（サービス等利用計画）に基づき、他の事業所に通う為の支援を継続する。

(2) 人権、権利擁護

- 1) 職員行動規範の遵守事項を念頭に不適切な支援及び虐待の防止に取り組み、より良いサービス提供を行う。
- 2) 利用者の個人情報等の適正な取扱いに努める。
- 3) 利用者の自己決定権を尊重する努力を重ねる。
- 4) 気づきをオープンにできる風通しの良い環境を整備する。
- 5) 実習生やボランティア等の第三者評価や感想を真摯に受止め、改善に役立てる。
- 6) 支援内容を振り返り権利侵害になっていないか、第三者の視点で客観的に判断ができる職員意識や資質を高める。

(3) 健康の維持増進

- 1) 施設内の衛生管理を日常的に実施、又感染症対応への迅速・適切な対応が図れるよう準備する。
- 2) 健康診断や日々の定期通院等により疾病の予防と早期発見、治療に努める。

3) 食生活委員会での内容が日々の食事提供に反映されるように努める。

(4) 介護予防、介護支援技術の向上

- 1) 利用者個々の状況に応じて、専門家の診断、見解を参考に予防介護に努める。
- 2) 支援サービス会議等で利用者状況を共有して、きめ細かく対応する。
- 3) 嚥下機能の低下に対応する為の研修等で知識の習得や介助に役立てる。

(5) 日中活動の充実

- 1) 利用者の感性の育成や才能の発掘に努め、ひとりひとりが楽しむ事ができる機会を提供する。
- 2) 生活介護を利用する方への個別対応を継続して行く。

(6) 危機管理体制の充実

- 1) リスクマネジメントの推進により、サービスの質や安全性を確保していく。
- 2) 身体拘束は解除する事を目標に検討を進め、身体拘束ゼロに向けての取組を継続する。
- 3) 喀痰吸引等特定行為の対象者の危機管理委員会（医療的ケア委員会）で課題の解決に努める。
- 4) 防災計画には自然災害や震災対応も加えた内容を訓練に反映させる。
- 5) 交通ルールを守り、安全運転のもとに業務にあたる。

(7) 苦情解決体制の整備

- 1) 「気づき」の視点から日常的に利用者の思いを共有して、課題の解決を図る。
- 2) 苦情解決の過程を明らかにしてサービスが適正に提供されているか検証し、満足感を得られる仕組みにして行く。
- 3) 苦情解決委員のシステムを効果的に活用し、生活の満足度向上を図る。

2. 施設運営の方針

(1) 上田悠生寮は昭和62年に開設、28年経過しました。この間①短期入所②共同生活事業③通所④指定特定相談支援事業を実施。現在の課題は①介護度が増しているので定員5名減（自然減）で支援を手厚い職員体制を構築すること。②グループホーム利用者の高齢化・居住環境などに対応が必要である。それには平屋にしたホームを建設したい。③指定特定相談支援を通じて利用者の思いを“支援”して行く。

(2) 経営安定化の具体的取り組み

- 1) 中期計画では45名にして行く予定であるが、定員割れに際しては圏域の入所待機者の実情を鑑み、圏域入所調整会議に委ねる。
- 2) 短期利用や日中一時の利用者の受入に努める。

(3) 情報管理

マイナンバーの管理運用について、利用者・職員の特定個人情報取扱規程等を遵守する。

3. 施設整備

(1) 施設整備

- 1) 改修した設備の維持管理に努める。

2) 自活訓練棟の有効活用を推進。

(2) 生活環境の整備

1) 環境美化を常に意識して、花や小物等の装飾にも配慮して行く。

2) 快適な環境作りの為、4 S運動（整理、整頓、清潔、清掃）を積極的に推進する。

4. 職員研修・人材育成

(1) 各種の研修を通じて自己研鑽に努め、良い取組みは施設内に反映できるように努力する。

(2) 利用者の人権擁護、虐待の防止等の研修を計画、常に人権感覚を持ち業務を遂行する。

(3) 相談専門支援員の資質向上につながる研修に参加する。

5. 地域支援・交流、相談支援事業、社会貢献

(1) 共同生活事業部の円滑な運営を行う。

(2) 「日中一時支援事業」を利用する方の継続した受け入れを行う。

(3) 短期入所を利用する方の受け入れを継続する。

(4) 上小圏域自立支援協議会や上小圏域障害者総合支援センターとの連携を図る。

(5) 個人等のボランティアとの交流を図り、新たな開拓につなげる。

(6) 各種団体の受け入れを行い、利用者の暮らしに潤いが持てるようにする。

(7) 諏訪形区や地域活動に協力し交流を図る。

(8) 指定特定相談支援事業について、業務を担当する職員が計画的に相談者に関われる体制を継続する。

(9) 少年補導委託先の役割を継続する。

(10) 県道丸子塩川線の環境美化に継続して取り組む。

6. 業務改善

(1) 経費節減の視点を持って運営に関われる職員意識を構築する。

(2) 光熱水費の節減に努める。

(3) 建物改修後の住環境整備による安全性、快適性、効率性の向上を目指す。

7. 通所（生活介護）・共同生活援助

(1) 在宅や養護学校卒業後に利用する方への個別対応を継続する。

(2) 世話人会議等で利用者の情報を共有して、様々な課題に向き合い解決を図る。

(3) 共同生活事業の運営は利用者の状況から厳しさが増している為、利用者の実態に応じた支援や介護保険サービスも併用して暮らしを支える。

(4) 苦情解決システムを効率的に運用し、地域生活の満足度の向上を目指す。

8. 利用者家族及び家族会との連携

(1) 家族会事業等が円滑に活動できるよう連携を図る。今後の家族会のあり方を関係者と相談して行く。

(2) 家族会連合会の事業活動等運営に協力をして行く。

平成28年度 年間行事予定表 上田悠生寮

月	行事内容	参加行事・通所・家族会
4	・開寮記念日(4/1) ・お花見 ・中間ふれあい期間(4/ ~5/)	・家族会役員会(4/9) ・家族会総会(4/29)
5	・リクレーション 大河ドラマ館見学『真田丸』	・通所部家族懇談会 ・上小障がい者スポーツ大会(5/21)
6	・バイキング	・家族会環境整備(6/4)役員会 ・第27回ほのぼの市(6/17~18)
7	・七夕祭 ・	
8	・納涼祭 海野町七夕祭 ・夏期ふれあい期間(8/ ~)	・通所盆休み
9	・総合防災訓練 ・敬老の日	うえだ市民ふれあい広場 ・家族会環境整備(9/3)役員会
10	・第29回 りんどう祭(10/11) ・	家族会豚汁提供
11	・勤労感謝祭	・長野県知的障害福祉大会 ・家族会漬け菜作業(11/26)役員会
12	・クリスマス会 ・冬期ふれあい期間(12/ ~1/3)	・通所部家族懇談会 ・通所年末年始休み
1	・利用者新年会	・正副会長会
2	・節分	
3	・ひな祭り	・家族会手作りおやつ提供(3/11)役員会 職員交流会
随時	・グループ旅行 ・季節に合わせたスポット的行事 ・レクレーション(サンスポート佐久)	外出(カラオケ・温泉・ボーリング・ハイキング・コンサート等) 通所旅行

平成 28 年度 喬木悠生寮事業計画

○本年度の目標

喬木悠生寮は、中期計画（平成 27～31 年度分）の事業目標、並びに平成 28 年度法人基本方針に基づき、本年度の具体的な目標は次のとおりとする

1. 入所、通所及びグループホーム等の利用者が安心してサービスを楽しむことができるよう、引き続き支援環境の向上を図るとともに、支援・事務の業務連携を一層強化する。
2. 効率的な支援サービスの提供による事業運営の安定化を図るため、各セクションにおける職員体制の見直しを行うとともに、常に経費節減に努める。
3. 各グループホームはその所在地域自治会員として、利用者が住民との地域生活に自然に溶け込めるよう、日頃から良好な関係づくりの誘導に努める。また、中期計画に基づき利用者状況を鑑み統廃合を視野に入れた事業の見直しを行っていく。
4. 中期計画に基づく入所支援事業の定員変更（入所定員 50 人から 40 人に変更する）について常に推移を検証する。また、収入の確保対策として生活介護事業は平均利用者数 60 人を維持し、ショートステイ事業は平均利用者数を 3.5 人以上確保する。
5. 当寮の将来展望を踏まえ中期計画及び基本設計に基づく本体、通所及びグループホームの大規模改修等の実現に向けた実施計画書を策定する。
6. 大規模災害の発生に備え、利用者の安全確保対策はもとより、社会貢献の一環として地域内避難場所としての役割を果たすための危機管理体制の強化を図る。

○具体的な取組み

1. 支援サービスの向上

- (1) 「職員行動規範」を基本に、全職員が確固たる倫理観を持って利用者支援ができるよう「人権」に関する研修会を実施し、虐待の防止と人権意識、差別解消法に関する意識の向上を図る。
- (2) 利用者一人ひとりのニーズを十分把握し、利用者の立場に立った質の高いサービスを効果的に提供する。
- (3) 「福祉サービス第三者評価基準（共通基準〔障害者・児施設版〕）」による自己点検を実施し、具体的な課題を把握・改善のうえサービスの質の向上に結びつける。
- (4) 健康の維持促進
 - 1) 健康管理
 - ・利用者の健康チェック、バイタルチェックの徹底を図り、個々に応じた体調把握を行うと共に、各種定期健診などを通じ、疾病の早期発見・治療に努める。
 - ・重度多様化する利用者の健康管理のため、看護師を中心に通年健康管理に努めるとともに、様々な利用者の状況に対応できる体制づくりに努める。
 - 2) 予防介護
 - ・生活習慣病及び咀嚼・嚥下障害等に対応する為 ST(言語聴覚士)の助言をもとに食事環境全体を整えると共に利用者の状況に合わせて提供する。
 - ・PT(理学療法士)を招聘し、予防介護・生活リハビリの視点でハビリ・リハビリメニューを具体化する。
 - ・身体支援・介護法を状況に合わせて見直しをする。
 - ・感染症予防に万全の対策を講ずる。

- (5) 苦情解決体制の整備・充実
 - 1) 第三者委員が行事や利用者自治会へ参加する機会を積極的に設けることにより、利用者との懇談や提言の場を確保する。
 - 2) 月2回の利用者自治会の場で積極的に苦情・要望等を受付け、申出者に早急確実な対応を図り、利用者満足度の向上に努める。
- (6) 身体拘束ゼロ
 - ・対象者ゼロを継続する。

2. 施設運営の方針

- (1) 施設経営の安定化
 - 1) 入所支援事業については、限られた職員数による効率的かつ安全なサービスを提供していく。将来の入所定員変更・居室の個室化に備えて職員体制の見直しを検討する。
 - 2) 生活介護事業については、当寮の周辺環境及び地理的資源を活かすなど、特色ある日中活動を継続展開して機会あるごとに地域にPRする。
 - 3) ショートステイ事業については、引き続き利用者数を確保するため、居室づくり及び支援体制の見直しを行う。
 - 4) 共同生活事業については、将来の新設計画に備えて各ホームとも地域住民の協力を得ながら地域自治会活動に参加するとともに、新設後の利用者に対する世話人の効率的なサービスの提供及び栄養士による栄養管理について引き続き実施する。
 - 5) 相談支援事業についてはサービス等利用計画に対し、モニタリングを実施するとともに、利用者の状況変化等により計画の変更を行う。
- (2) 防災体制の強化
 - 1) 火災・地震・大雪などに備えた防災体制を充実させるとともに、地震防災対策強化地域にある施設として、寮独自の防災マニュアルに基づく多様な訓練を実施する。
 - 2) 災害時に孤立化する場合を想定し、必要な水、電気、食料等の確保対策を強化する。
 - 3) 近隣企業との災害時応援協定を検討する。
 - 4) 地域指定避難場所、在宅障害者災害時一時保護施設としての役割など、地域防災支援協定に基づく防災体制を充実する。
- (3) 情報の管理
 - 利用者及び職員の「マイナンバー」の管理運用について、特定個人情報取扱規程等を遵守し管理する。

3. 施設整備

- (1) 中期計画に基づき、設備機器の更新等を推進する。
- (2) 随時発生する修繕・改修工事については、中期計画に基づく大規模改修等を視野に入れた効率的なものとするよう心掛ける。
- (3) 機械設備及び備品の更新については、耐用年数の経過を基本に効率性の優劣で決定する。
- (4) 公用車の更新については、経年劣化等による安全性の有無、故障の頻度、登録年度、距離数などを考慮のうえ計画的に実施する。
- (5) 本体及び通所の大規模改修準備については、プロジェクトチームにより検討を継続する。
- (6) グループホームの新設準備については、プロジェクトチームにより検討を継続する。
- (7) 高額になる消耗品(合計金額が10万円以上)の購入については、必要性、緊急性などを施設整備委員会が主体となり検討のうえ決定する。

4. 職員の研修・人材育成

- (1) 「人権意識」「危機管理」「感染症対策」の向上のための研修を実施する。
- (2) 職務基準に合致した資格取得を推進していく。特に、介護福祉士については、1名以上に取得させる。
- (3) 交通安全を徹底するため、送迎職員・世話人を含む全職員対象に安全運転の啓蒙及び職場研修を行う。
- (4) 福祉系職能団体主催研修への参加を推奨していく。
- (5) 利用者の日常の健康、体調、機能維持に向けた研修を行い、活用していく
- (6) 身体拘束ゼロを継続するため、拘束を必要としない支援方法について継続して考える。

5. 地域支援・交流

- (1) 南信州広域連合自立支援協議会・圏域内連携会議や交流イベントを通じて地域ニーズの把握に努め、当寮の事業(タイムケア・ショートステイ・相談支援事業など)において、できる限り

地域貢献に資するよう努力する。

- (2) 寮のイベントなどを通じて地域自治会との交流を推進する。
- (3) 本体及びグループホームの利用者は地区自治会の一員であることから、生活環境に支障のない範囲で地区行事などへの積極的な参加を心掛ける。
- (4) 福祉職員育成のため、学生の実習申し込みを積極的に受け入れる。
- (5) 定期イベント、各種同好会、学習会及び職員研修会などに、ボランティア団体（個人も含む）の積極的な活用を心掛ける。

6. 利用者家族・家族会との連携

- (1) 家族会の円滑な運営を支援するため、役員会及び総会を通じて施設運営、福祉制度情勢及び圏域内のニーズに関する情報交換を積極的に行う。
- (2) 家族会事業計画に基づく年間行事を通じて、家族間交流の促進を図るとともに、当寮の運営に関する協力体制を堅持する。

7. 年間行事予定表

月	行 事 内 容		参 加 行 事
	悠生寮	家族会	
4	お花見	家族会総会 4月23日(土)	伊久間諏訪社祭典
5	端午の節句 伊久間区合同防災訓練		
6	初夏の味彩	家族会環境整備	
7	七夕 夏祭り	通所家族懇談会 家族会連合会総会 (7.月1日・2日)	サマーチャレンジボランティア
8	暑気払い		
9	長寿の祝 総合防災訓練 (非常時の食事提供訓練を含む)		県障がい者スポーツ大会
10	第26回喬木りんどう祭 利用者集団健康診断 サツマイモ掘り交流会	家族会環境整備 第26回喬木りんどう祭	飯伊地区レクリエーション大会 わの里まつり
11	秋の味彩		県知障協福祉大会（南信） 喬木村文化祭
12	クリスマス会	家族会環境整備	
1	新年会 ほんやり 防災訓練(夜間想定)		
2	節分 春の味彩	・勉強会・交流会 ・家族会年度末総会 (隔年)	
3	ひな祭り 防災訓練(夜間想定)		
随時	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ旅行 ・各種レクリエーション ・おやつバイキング ・利用者作品展 ・人権・権利擁護・苦情解決についての勉強会(年2回) ・サンスポート移動教室 ・PT・ST 訪問指導(年4回) ・嘱託医内科健診(1回/月) ・結核検診(7月から8月) ・予防接種(11月) 		

平成28年度 はらむら悠生寮事業計画

本年度の基本方針と目標

はらむら悠生寮は、平成28年度の法人基本方針に基づき、本年度の目標を次のとおりとする。

- ① 障がいの区分が重い利用者が多数を占めるため、今年度は職員配置を2：1体制が可能となるよう職員採用に配慮し、よりきめ細やかな支援サービスを提供する。
- ② 上記目標を実現するために職員の高い知識・技術を修得すべく、外部及び内部研修を通して個々のスキルアップに努める。
- ③ 新しく開所した通所棟「けやき」の機能性等を活かし、生活介護事業の内容の充実及び利用者増を目指す。
- ④ 入所利用者の重度・高齢化を踏まえ利用者個々の日中活動の見直しと充実を図る。
- ⑤ グループホーム「悠楽」について、地主からの売却意向を踏まえ、悠楽の土地及び建物の購入を前提に協議を進めていく。

具体的な取り組み

1. 支援サービスの向上

(1) 利用者本位の福祉サービスに努める

- 1) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った適切な支援に努めていく。
- 2) サービス等利用計画と個別支援計画の整合性を図り、相談から日々の支援に至るまでのプロセスにおいて一貫したチームアプローチができるように努める。

(2) 権利擁護及び虐待・身体拘束の防止

- 1) 「職員行動規範」を理解し特に遵守事項を徹底する。
- 2) 権利侵害を防ぐため、職員同士が互いに注意・抑止し合える職場風土をつくる。
- 3) 虐待を含めた権利侵害が発生した場合は法人の規定に則り、関係機関への通報等を含め適正に対処する。
- 4) 虐待防止委員会を開催し、虐待防止に向けた事業方針を決定し取り組む。

(3) 健康の維持と予防介護

1) 健康管理

- ・ 日常の健康観察を通して異常の早期発見に努め、緊急対応・医療行為等に的確に対処する。
- ・ 通所・短期入所利用者等の健康情報をご家族等と共有し健康管理を行う。
- ・ 自治会・利用者朝会などの機会を通じて、食事、運動、睡眠、衛生等の重要性について啓蒙を行う。

2) 感染症等の予防

- ・ 個人衛生（手洗い・手指消毒、うがい）や健康管理、及び施設環境の衛生管理などの対策を日常的、定期的に行い感染症の蔓延を予防する。

3) 食生活

調理業者との連携により、利用者の要望及び疾病や障がい等、個別の事情に配慮した食事を提供するなど食生活の充実を目指す。

(4) 介護予防、介護支援技術の向上

- 1) 要介護者の日内変動を的確に見極め、効果的に支援する。
- 2) チームプレーを常として事故や誤用を未然に防ぎ、要介護者の快適性及び安全性を高める。

- 3) 利用者個々の身体状況に応じた、利用者・職員の双方に安全な介護技術を習得する。
- (5) 日中活動の充実（活動の支援）
 - 1) 活動場所としての通所棟の機能性を有効に活用し地域の期待に応える。
 - 2) 個別支援計画に基づき質の高いサービスの提供を心がける。
 - 3) 利用者の個性を大切に創作活動や、これまで培ってきた作業活動の機会を提供する。
 - 4) 自閉症等、発達障害のある利用者の支援については、その特性を理解し適切なアプローチを行う。
- (6) 危機管理体制の充実
 - 1) 身体拘束

身体拘束解除のために継続的に身体拘束等対策委員会を開催し、その必要性について検討し速やかに解除できるよう努力する。
 - 2) 喀痰吸引関係

痰の吸引及び経管栄養等の医療行為は危機管理委員会の下に医療的ケア委員会を設けて規定に基づき実施する。
 - 3) 防災（地震、雪害、風水害対応含む）関係
 - ・大規模災害を想定した防災訓練を実施し災害時に対処できるように準備を行う。
 - ・地震、雪害、風水害等を想定した事業継続計画（Business continuity planning、BCP）を作成し、より実効性のある内容にするために順次見直しを図る。
 - 4) リスクマネジメント
 - ・高齢化による身体機能の低下からリスクが増大する中、転倒予防に対する意識を高め、早期に防止対策を講じる。
 - ・支援部会等で事故ヒヤリ検証を確実にを行うことにより、事故のメカニズムを知り、再発防止へと繋げる。
 - ・職員が感染症等の媒介者とならないよう職員は自らの健康管理に万全を期す。
 - ・送迎支援は事故発生リスクが高いため、法人の規定に則り安全運転を徹底する。
- (7) 苦情解決の取組
 - 1) 受付けた苦情や相談は、職員会等で報告、検証を行い、職員全体で共有した上での確かな回答を示していく。
 - 2) 回答後の結果について日常的に経過を確認し、申出者の満足度を高める支援に繋げる。
 - 3) 気付きの意識を高めることにより利用者の想いを代弁し、課題解決を図っていく。

2. 施設運営の方針

- (1) 中・長期的な施設運営について（中期計画より概要）

圏域の自立支援協議会各部会・地域のケア会議・養護学校との懇談等を通じて、生活介護利用希望者のリサーチを行い、以降の計画及び中・長期的な計画にも反映させる。
- (2) 経営安定化の具体的取り組み
 - 1) 一日の平均利用者数を生活介護 60 名、短期入所 4 名を堅持する。そのために現在利用いただいている方へのサービス向上に努め信頼関係を高める。更に新たなサービス利用につなげるために圏域内の諸々の機会において PR 活動を行う。
 - 2) 補助金等の活用、機械等の不具合の早期修理、事故等への早期対応、仕事の効率化、等々経費

節減のための手立てを考えできるところから実践する。

3. 施設整備

(1) 施設整備

- 1) 仮使用（認定）中の通所棟については、早期に正式な確認済証の交付が適うよう順次対処する。
- 2) 老朽化したグループホーム悠楽については土地家屋を購入し、家屋の建て替えを想定した必要な情報収集、および具体的な図面作成等に着手する。国県の動向をみて、28年度基盤整備事業補助金の申請を行う。

※グループホームを対象としたスプリンクラーの設置義務等、消防用設備の設置基準が改正され、経過措置期限の平成30年3月31日までには設置完了が必要。

- 3) 施設及びホームの点検を月1回行い、不具合や修繕箇所の早期発見に努め対処する。
- 4) 経年劣化（20年前払下げ）したワンボックス車両の代替え車として、より安全な送迎サービス及び利用者の高齢化・重度化に伴う通院外出など、様々なリスクに対応可能な車両の購入を考える。

(2) 生活環境の整備

- 1) 自閉症及び医療的ケア等、個別性の高い利用者に対し、障がい特性に合わせて安心して過ごせる環境をつくる。
- 2) 利用者の皆さんの生活習慣や価値観を尊重しつつも、衛生的で心地よく暮らせるように、特に生活の中心となる身近な居室の環境美化に努める。

4. 職員研修・人材育成

- (1) 事業者指定を受けるために必要な研修等、年間研修計画に沿って効果的に取り組む。
- (2) 介護福祉士等特定の資格取得、及び相談支援専門員やサービス管理責任者等の資格取得要件を満たす職員については、人事管理に基づき計画的に研修に派遣する。
- (3) 圏域で開催される職員研修は、身近な研修機会であると共に、地域の社会資源としての役割を再確認できる場であり、積極的に活用する。
- (4) 職場内全体研修（OFF-JT）を毎月行い、職員個々のスキルアップを図る。

5. 地域支援・交流、相談支援事業

- (1) 短期入所及びタイムケア等については、在宅障がい児・者の要望に応じ可能な限り受け入れる。
- (2) 地域における公益的な取り組みとして、柏木区内を中心に村内の美化活動を継続する。
- (3) 共同生活事業の適正な運営を図る。

6. 業務改善

- (1) 質の高い介護支援及び活動支援をするために、職員の配置及び業務内容等の適正化を図る。

7. 利用者家族及び家族会との連携

- (1) 家族会と連携を取り、家族、施設が協調した施設運営を行う。
- (2) 通所利用者の増加に対応し、家族と連携を図れるよう家族会への加入・参加を推進する。
- (3) 利用者会計監査実施基準に則り、定期的に預り金監査を実施し、利用者会計処理の適正な運営体制を図る

8. 年間行事計画(別紙)

平成28年度 年間行事予定表

はらむら悠生寮

月	施 設	グループホーム	家 族 会
4	お花見・歓迎会	お花見	家族会総会・職員歓送迎会 4/23(土)
5	端午の節句(菖蒲湯) 一般健診 避難訓練 諏訪地区障害者スポーツ大会 5/28(土)	諏訪地区障害者スポーツ大会 避難訓練	
6	ふれあいスポーツデイ 眼科検診	原村一般検診	環境整備・第1回役員会 6/18(土) 後援会定期代議員会 法人第1回家族会理事会
7	七夕 障害者FD大会	障害者FD大会	家族会連合会総会 7/1(金)~7/2(土) (於 阿智村智里 503-378 阿智の里ひろがみ)
8	夏祭り	夏祭り	
9	自治会敬老会 諏訪地区レクリエーション大会 県障害者スポーツ大会 9/11(日) 原村敬老会	諏訪地区レクリエーション大会 県障害者スポーツ大会 原村敬老会	第2回役員会 9/17(土)
10	第23回りんどう祭-御柱祭- 10/16(日) 避難訓練	第23回りんどう祭 -御柱祭- 10/16(日) 避難訓練	第23回りんどう祭の協力 10/16(日) 野菜販売・豚汁他
11	収穫祭 インフルエンザ予防接種 原村文化祭 漬物 11/26(土)	インフルエンザ予防接種 原村文化祭	環境整備・漬物会 11/26(土)
12	クリスマス・忘年会	クリスマス会	
1	新年会 どんど焼	新年会 どんど焼き	法人第2回家族会理事会
2	節分 日中活動ご苦労様会		知障協南信支部施設長保護者会長会 三役会 2/24(金)
3	雛祭 避難訓練		手作りご馳走会(ぼた餅他) 第3回役員会 3/18(土)
随 時	グループ旅行 歓送迎会・各種同好会・土曜教室 ひだまり喫茶・各種レクリエーション(鑑賞他)	グループ旅行 歓送迎会・各 種同好会・土曜教室・ひだま り喫茶 各種レクリエーシ ョン(鑑賞他)、各ホーム親睦会	農場管理(耕作・定植・除草) 職員と懇談会 福祉大会

平成 28 年度 須坂悠生寮事業計画

本年度の基本方針と目標

須坂悠生寮は、平成 28 年度の法人基本方針に基づき、本年度の目標を次のとおりとする。

- ・全職員で権利擁護に取り組む。日常を振り返る機会を定期的に設け、普段の何気ない支援から虐待の芽を取り除く。
- ・利用者様の声を聴き、想いを感じ、全職員で共有する取り組みにする。
- ・安心安全そして居心地の良い衛生的な居住環境作りに努める。
- ・地域に生活する利用者のニーズに応えうる体制を整備する。
- ・当寮が地域資源の一つとして社会貢献をしていけるよう常に外に目を向けていく。
- ・ホーム利用者の高齢化に対応するため、平屋住居の検討と支援体制の見直しをする。
- ・20 周年記念事業準備委員会を設ける。

具体的な取り組み

1. 支援サービスの向上

(1) 支援姿勢

- ・利用者の声を聴き、思いを反映させた個別支援計画を作る。
- ・サービス内容を全職員が共有し、支援する。

(2) 人権、権利擁護

- 1) ガイドブックや自己評価票を用い日々の支援を繰り返し検証する。
- 2) 障がい特性や認知症などについて知識や技術の習得を進め、不適切な対応の根絶を目指す。

(3) 健康の維持増進

1) 健康管理

- ・身体と精神面に良好な刺激が与えられるよう、リハビリ・ハビリの内容に工夫を持ち機能維持（回復）に努める。
- ・医学的知識の習得に努め、病気の早期発見と予防につなげる。

2) 感染症等の予防

- ・「感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止」の指針に基づき、感染症等の予防に努める。

3) 食生活

- ・調理業者と連携を図り、個々のニーズに対応した食事提供をおこなう。
- ・食事の適温提供の為の方法の模索・検討をおこなう。

(4) 介護予防

- ・介護技術、認知症及び嚥下の課題に対応できうる知識・技術の習得を図る。

(5) 日中活動の充実

- 1) 個別ニーズに対応でき得る活動内容を模索する。
 - ・利用者（通所の方を含む）のニーズに添ったグループ分けを進めていく。
 - ・グループの特性にあわせた場所や職員配置を検討し導入する。
 - ・音楽療法やボランティア活動など日中活動の中で楽しみを提供する。
- 2) 在宅の新規利用者の受け入れを促進するため、具体的なサービス内容を確立し同時に適正な職員配置をおこなう。

(6) 危機管理体制の充実

- 1) 身体拘束
 - ・当施設における身体拘束の定義を明確にして、基準通りの対応と確実な記録をおこなう。
- 2) 防災関係（宿題）
 - ・BCPの方針に基づき様々な場面において「リスク」を想定し、施設が直面するであろう特有な場面への備えを持つ。
 - ・災害を身近なものとして捉え、即応できるよう実践的な訓練を取り入れながら個々の防災意識を高める。
- 3) リスクマネジメント
 - ・リスクアセスメントを通じて気づきの意識を高めて事故を未然に防ぐ。
 - ・簡易版ヒヤリ報告の提出数を増やし、有効活用する。
 - ・事故、ヒヤリ報告の検証を確実におこない再発防止と課題解決に努める。

(7) 苦情解決体制の整備

- ・利用者の苦情・要望等について、法人の「苦情解決体制要領」に則り真摯に対応する。

(8) 自治会活動

- ・利用者主体の自治会運営の具体的な方法を検討する。
- ・利用者からの苦情等は業務改善・サービス向上の好機ととらえ職員全体で解決に向け取り組む。

2. 施設運営の方針

- ・より多くの方に施設入所支援、生活介護、短期入所、地域生活支援などの事業を利用していただけるよう体制整備を進める。
- ・日中の活動の幅を広げ、毎日の暮らしが楽しく活動的な時間を過ごしていただけるようにしていく。
- ・マイナンバーの管理運用について、利用者特定個人情報取扱規程等を遵守する。

3. 施設整備

- ・中期及び長期計画に沿って寮舎設備等の整備をしていく。
- ・固定資産に関らず設備・備品等を台帳管理化する。
- ・日常の保守点検を実施し、全職員が異常の早期発見と早期対応を可能とする
- ・公用車の安全運行のため、経年劣化の著しい車両の入れ替えを進める。

4. 職員研修・人材育成

- (1) 外部研修に積極的に参加し、伝達研修を通じ現業へのフィードバックを図る。
- (2) OJTを組織的、重層的に推進し、支援力向上と社会人としてモラルある人材の育成に努める。
- (3) 法人現任研修を始め、専門的な知識や技能習得・資格取得研修等に向けて、計画的に取り入れ平準化させていく。

5. 地域支援、相談支援事業

- (1) 共同生活事業部の組織運営を充実させる。
 - 1) 火災、地震等に対応できる防災訓練を実施する。
 - 2) 警備会社と契約をし、夜間の安全体制を整える。
 - 3) 高齢化に伴う住環境の整備並びに支援員の定期的な訪問支援をおこなう。
- (2) 「タイムケア事業」の受け入れに向けての体制を整備する。
- (3) 「短期入所事業」の実施と受け入れ体制の充実を図る。
- (4) 須高地域自立支援協議会の運営に積極的に参加し、関係機関と協力して障がい者等の地域生活を支援する。
- (5) 須高地域障害者支援センターと連携をはかり地域のニーズに応える。
- (6) 特定相談支援事業について、相談支援業務の充実のため、現場職員と協働する。

6. 地域交流

- (1) 個人ボランティア、団体ボランティアとの交流をはかり、新たな開拓につなげる。職員間で、ボランティアに対して共通認識が持てるように情報交換の場を定期的に設ける。
- (2) 音楽サークルや各種団体の受け入れをおこない、利用者のくらしに潤いが持てるようにする。
- (3) 米子地区の一員として、住民と交流を図るとともに地域活動に積極的に参加・協力し、地域貢献に資する。

7. 利用者家族及び家族会との連携

- (1) 家族会事業が円滑に活動できるよう連携を図る。
- (2) 家族会行事に積極的に参加し協力をおこなう。
- (3) 懇談会や日々の家族への連絡を通して、相互の理解を深める。

平成28年度 年間行事予定表 須坂 悠生寮

月	行事内容			
	寮	家族会	共同生活	参加行事
4	お花見/20(水) 家族交流開始日/23(土)	家族会総会 /23(土)	お花見	
5				米子不動尊縁日 /1(日) 県知障協総会 / () 長野県障害者スポーツ大会 / (土)
6	北信レクリエーション企画(当番) バイキング /15(水)	家族会環境整備 /4(土) 家族役員会 /4(土)		
7	七夕 /7(木) 生活習慣病検診 / (水)	家族会連合会総会 /1(金)~2(土)	花火見学	米子神社祭礼 / ()
8	開寮記念日 /6(土) 第19回りんどう祭 夏季家族交流開始日 /11(木)	夏のお楽しみ会		
9	長寿を祝う会/16(金)	家族会環境整備/24(土)		
10	合同防災訓練(米子地区) / (土) そばうち会 / ()			須坂市ふれあい広場 / ()
11	インフルエンザ予防接種 /17(木)	家族会漬物作り/26(土) 家族交流お楽しみ会	インフルエンザ 予防接種	県知障協福祉大会 / ()
12	クリスマス・忘年会 /26(月) 冬季家族交流開始日/28(水)		忘年会	
1	新年会 /18(水) どんど焼き /10(火)		新年会	
2	節分 /3(金) バイキング /21(火)		節分	
3	ひなまつり /3(金)	家族役員会 /4(土) 職員との懇親会/4(土)		県知障協総会 / ()
備考	グループ旅行・グループプレク サンアップル移動教室 余暇の日 音楽・芸術鑑賞(随時) 内科検診(毎月1回) 歯科検診(6、12月) PT指導(6、10、12月) 避難訓練(年4回)	家族交流お楽しみ会 第18回りんどう祭協力 家族会連合会活動 法人及び後援会への協力 県知障協活動参加	避難訓練 (年4 回) 旅行 地区行事 参加	各悠生寮の行事 須坂市(市・社協)行事 米子地区各種行事 サンアップル行事 北信レクリエーション